

令和4年度  
山形地方最低賃金審議会  
[第1回]

議 事 録

令和4年6月28日(火)

於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和4年6月28日(火)  
10時～10時55分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員13名)

(公益委員)	(労側委員)	(使側委員)
本間 佳子 委員	大類 亜季 委員	岩田 雅史 委員
丸山 政己 委員	小川 修平 委員	太田 宏明 委員
村山 永 委員	柿崎 隆英 委員	大沼 拓雄 委員
	長瀬 久子 委員	鈴木 仁 委員
	長谷部 泰晴 委員	丹 哲人 委員

【欠席委員】(公益委員) 押野 正徳 委員

(公益委員) コーエンズ 久美子 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局)	労働基準部長	横田 秀樹
	賃金室長	高橋 利明
	賃金指導官	小林 美里
	賃金係長	牧野 朋子

4 議 事

- (1) 審議会運営規程について
- (2) 山形県最低賃金の改正について(諮問)
- (3) 令和4年度の審議日程について
- (4) 山形県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 山形県最低賃金の改正決定に関する意見聴取について

5 その他

6 閉 会

## 令和4年度第1回山形地方最低賃金審議会 議事録

令和4年6月28日（火）

### 賃金室長

本日はお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第1回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。議事に入るまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。

初めに開催に当たりまして山形労働局長の小森よりご挨拶を申し上げます。

### 労働局長

おはようございます。山形労働局長の小森でございます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、山形地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、労働行政、とりわけ最低賃金行政につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことに対し、重ねて感謝申し上げます。

皆様方には、昨年度からの2年間、当審議会の第52期の委員をお願いしておりますが、今年度も引き続き、ご対応の程、どうぞよろしくようお願い申し上げます。ご承知のとおり、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定や労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保、さらには国民経済の健全な発展に寄与するという重要な役割を担っております。昨年度の審議におきましては、28円というこれまで最も高い目安額が示されるなど、大変に困難な審議が予想されましたが、委員の皆様方が精力的に審議を進めていただいた結果、目安額プラス1円の29円の引上げとなり、10月2日に改正発効することができました。また、特定最低賃金につきましても、一業種以外の三業種は全会一致という結果になり、例年どおり四業種とも12月25日改正発効に至りました。改めまして厚くお礼を申し上げる次第です。

本年度につきましては、6月7日に政府の基本方針として新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画並びに経済財政運営と改革の基本方針2022いわゆる骨太の方針が閣議決定されたところでありまして、その中で、最低賃金については、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指す。引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会でも、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされております。本日午後には、厚生労働省本省において、中央最低賃金審議会の第1回本審議会が開催され、諮問が行われる予定ですが、その後、数回の目安小委員会を経まして、7月下旬頃には答申が出されるものと考えております。

今年度の山形県最低賃金の審議につきましては、景気や物価高騰等の県民・企業を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、昨年同様、若しくはそれ以上に困難な審議が予想され、委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけするのではないかと心苦しく思っております。どうか、当審議会にご理解を頂きまして、何とぞよろしくようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開催に当たっての私からのご挨拶とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

### 賃金室長

当審議会は、山形地方最低賃金審議会運営規程第6条により審議会会長が議長を務めることとなっております。昨年度、公益委員の村山委員を第52期の山形地方最低賃金審議会会長として選任をいたしております。ここからは村山会長に議事を進めていただきたいと思います。村山会長よろしくお願ひいたします。

### 会 長

昨年より引き続き会長として審議会議長を務めさせていただきます村山です。本年もよろしくお願ひ申し上げます。ここ2年新型コロナウイルス感染拡大の関係での議論が中心となっていたかと思ひます。今年は今までの2年と比べますと新型コロナウイルスとの付き合い方のようなものについての一定のコンセンサスが得られてきて、その意味ではここ2年ほど大きな問題にはならないのかなと予感していたところではありますが、ここに来まして消費者・労働者側からすれば物価高、使用者・経営者側にとってみると原材料高という形で問題が浮上してきているように思われます。これが審議会の議論にもかなり影響してくるのかなと予感しているところでもあります。審議環境は相変わらず厳しいのかなと思っておりますが、皆様のご協力を得まして議論を尽くして納得性の高い結論を得たいと考えております。そのために努力していきたいと思っておりますので、どうか本年度もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の審議会について、委員の出席状況や公開状況について事務局から説明をお願ひします。

### 賃金室長

事務局から申し上げます。当審議会の委員定数は、審議会令第2条第2項により15名となっております。会議の開催に必要な定足数は審議会令第5条第2項で委員の3分の2以上、すなわち10名以上、又は公労使委員の各3分の1以上、すなわち各側2名以上の出席が必要となっております。本日は、公益の押野委員とコーエンズ委員が欠席されておりますが、定足数以上の出席を頂いておりますので、当審議会は有効に成立していることをご報告いたします。なお、公益委員の本間委員におかれては、途中退席される予定ですが、その後におきましても引き続き定足数を満たすことをご報告いたします。

本日は今年度最初の審議会でございますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。まず3月17日に開催いたしました令和3年度最後の第6回本審議会の後に、使用者側委員1名の交代がございました。加藤委員に代わりまして鈴木委員です。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1-1として委員名簿を準備してございますのでご覧いただければと思ひます。それでは、公益委員から名簿の順にご紹介させていただきます。押野委員です。今日は欠席されております。コーエンズ委員です。今日は欠席されております。本間委員です。丸山委員です。村山委員です。次に労働者代表委員をご紹介します。大類委員です。小川委員です。柿崎委員です。長瀬委員です。長谷部委員です。次に使用者代表委員をご紹介します。岩田委員です。太田委員です。大沼委員です。鈴木委員です。丹委員で

す。次に事務局の職員を紹介いたします。山形労働局長の小森です。労働基準部長の横田です。賃金指導官の小林です。賃金係長の牧野です。賃金室長の高橋です。事務局一同、精一杯努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、審議会の公開状況について申し上げます。審議会は本日の審議会を含め原則公開となっております。本日の審議会についても6月2日から6月21日までの間、開催の公示を行いましたところ7名の方から傍聴の申込みがございました。また、報道機関は4社から取材申込みがありました。傍聴席の方にいらっしゃいます。なお、カメラ撮影については諮問文手交までを許可しておりますので併せてご報告いたします。

## 会 長

それでは続いて、審議を始めるに当たり事務局から報告事項がありましたらお願いいたします。

## 賃金室長

報告いたします。資料6-1をご覧くださいと思います。5月26日に山形県労働組合総連合から、山形労働局長あてに最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請書の提出があったことを報告します。要請の趣旨は、最低賃金を1,000円以上に引き上げること、ランク制を廃止し全国一律最低賃金制度を確立すること、中小企業に対する支援制度を直接的な賃金助成などに改めること、というものであります。次に資料6-2をご覧ください。昨日、日本労働組合総連合会山形県連合会から、山形労働局長あてに最低賃金行政に関する要請書の提出があったことを報告します。要請の趣旨は、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる最低賃金額に決定されるよう審議会運営に努めること、特定最低賃金については関係労使のイシアティブが發揮されるよう審議会運営をすること、最低賃金の履行確保のため監督体制を強化すること、というものであります。また、こちらに積み上げてありますが、要請の際に33,884筆の署名の提出がありましたので、併せてご報告いたします。次に資料6-3をご覧ください。昨日、山形県弁護士会会長から、山形労働局長及び山形地方最低賃金審議会あてに最低賃金額の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明の送付を受けておりますのでご報告いたします。

## 会 長

それでは議事に入ります。本日は、山形県最低賃金の改正決定について、山形労働局長から諮問を受けることとなっております。その前に、議事の(1)審議会運営規程等及び諮問から答申への流れについて確認したいと思いますので事務局から説明をお願いします。

## 賃金室長

それではまず審議会の運営規程についてご説明をさせていただきます。資料1-2をご覧くださいと思います。最低賃金審議会は最低賃金法第20条から第26条及び最低賃金

審議会令によって運営されることとなりますが、最低賃金法及び審議会令に定められていない詳細についてはこの規程により運営することになっております。主な条文についてご説明いたします。第4条、審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について山形労働局長から調査審議を求められたときは最低賃金法第25条第2項の規定に基づいて専門部会をおく、専門部会に関する運営規程は別にこれを定めるということで後のページに専門部会の規程をお付けしております。第6条、会長は会議の議長となり議事を整理する、となっております。第7条、会議は原則として公開とする。ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は会議を非公開とすることができる、となっております。第8条、会議の議事については議事録を作成し議事録と会議資料は原則として公開する、ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、となっております。議事録を非公開とする場合には議事要旨を作成して公開するとなっております。第9条、会長は審議会が議決を行ったときは答申文又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度山形労働局長に送付する、といったところが主な内容でございます。また、労使委員の方にはお手元に令和4年度版の最低賃金決定要覧を配付しております。140ページ以降に最低賃金法などの関係法令等が掲載されていますので、山形地方最低賃金審議会運営規程と併せて後ほどご覧いただければと思います。以上が運営規程等についてであります。

次に諮問から答申への流れについてご説明いたします。本日、地域別最低賃金の諮問がなされることになっております。諮問がなされますと運営規程第4条に基づき調査審議を行うための専門部会を置くこととなります。専門部会は公労使各3名の委員で構成され実質的な金額審議を行い、その結果を部会長が審議会会長に報告することとなります。会長は結果を受けて審議会で議決し局長に答申することとなります。審議会は運営規程第7条により原則公開となっておりますが、公開することによって個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は会議を非公開とすることができることとなっております。

## 会 長

ただ今説明がありました運営規程等について、何か質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では特に意見はないということで、現行の運営規程に基づいて審議を進めてまいることといたします。

それでは、続いて議事（2）山形県最低賃金の改正について、山形労働局長から諮問を受けることといたします。

## 労働局長

令和4年6月28日、山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形労働局長小森則行、最低賃金の改正決定について、諮問、最低賃金法第12条の規定に基づき、山形県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022に配意した、貴会の調査審議を

願います。よろしくお願いいたします。

会 長

それでは報道関係者の皆様、カメラ撮りについてはここまでということで着席をお願いいたします。

それでは諮問の理由について説明をお願いいたします。

労働基準部長

ただ今、山形県最低賃金の改正につきまして、本審議会に調査審議をお願い申し上げたところでございますが、諮問の理由につきましてご説明を申し上げます。本県における現下の経済状況について、資料3-1にあります6月15日発表の山形県経済動向月例報告では、本県経済は、総じてみれば緩やかに持ち直しているものの、一部に弱い動きがみられると総合判断しています。一方、分野別で、鉱工業生産につきましては、持ち直しているものの、一進一退の動きもみられるという判断であり、雇用情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、総じてみれば改善が進んでいると判断しております。また、雇用情勢につきましては、直近では資料3-6にありますとおり5月31日付けで発表しております県内の有効求人倍率は1.48倍となっておりまして、正社員有効求人倍率と共に前月を僅かながらも上回りました。基調判断としては、山形県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響は残るものの、改善の動きが続いているとしております。本県の賃金については資料4-6にあります毎月勤労統計調査地方調査結果速報によりますと、令和3年3月のきまって支給する給与は、5人以上の事業所は前年の同じ月より3.6%増加、30人以上の事業所でも同じく3.6%の増加となっております。

このような状況の中、資料8にありますとおり今年7月に新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び経済財政運営と改革の基本方針2022いわゆる骨太方針が政府の基本方針として閣議決定され、その中で景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組むこと等が示されたところでございます。本審議会においては以上のような状況について十分ご理解を頂き、今年度の山形県最低賃金の改正についてご審議をお願いいたしたく、諮問をさせていただいたところでございます。どうか十分なご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今の説明につきまして何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。では引き続き事務局から関連する資料の説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは諮問の背景に関わる資料をいくつか準備しておりますのでご説明させていただきます。初めに資料3-1をご覧くださいと思います。これは6月15日に山形県が発表した経済動向月例報告でございます。1枚めくっていただきますと5月と6月の比較が示されております。総括判断は、本県経済は、総じてみれば緩やかに持ち直しているものの、一部に弱い動きがみられるとあります。また、個人消費は総じてみれば持ち直しの動きがみられる。雇用情勢は総じてみれば改善が進んでいるとあります。次のページ以降、1ページから2ページがそれぞれの指数のまとめになってございまして、項目で見ますと、個人消費は、総じてみれば持ち直しの動きがみられる。住宅建設は、前年の水準を下回った。鉱工業

生産は、持ち直しているものの、一進一退の動きもみられる。雇用情勢は、総じてみれば改善が進んでいる。企業倒産は、件数、負債総額ともに前年の水準を上回った。物価は、前年の水準を上回ったとなっております。3ページには全国及び東北の経済動向が載っております。全国の動向は、景気は持ち直しの動きがみられるとされており、東北では持ち直しの動きに足踏みがみられるとされています。4ページからは、判断の基となる数値の山形県と全国の統計資料が載っておりますが、時間の関係上説明を割愛させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。次に、資料3-2をご覧ください。山形県景気動向指数です。令和4年3月の山形県景気動向指数は、前月と比較すると先行指数、一致指数、遅行指数ともに上昇しています。続いて資料3-3をご覧ください。5月31日に山形県から発表された令和4年3月速報の山形県鉱工業生産指数です。季節調整済指数が104.8と、前月に比べ3.1%の上昇、2か月ぶりの上昇となっております。東北、全国の状態もごさいますが、いずれも生産指数は上昇しております。次に、資料3-4をご覧ください。4月1日に日銀山形事務所発表の山形県企業短期経済観測調査結果でございます。県内企業92社から回答がありまして、3月調査では製造業が8ポイント悪化して、非製造業が2ポイント改善し、全産業ではマイナス3と前回調査から3ポイント悪化しています。また、先行きについては製造業・非製造業、共に悪化を予測しています。次に、資料3-5でございます。6月10日山形県発表の山形市における本年4月分の消費者物価指数でございます。概況にある図1や表1を見ますと三つの総合指数は僅かに上昇しています。次のページに10大費目指数の動きが載っております。6ページから7ページにかけて山形市と全国の指数の推移が載っておりますので後ほどご覧いただければと思います。次に資料3-6でございます。5月31日に当局が発表した今年4月の雇用情勢であります。概況としては、有効求人倍率、正社員有効求人倍率は、いずれも僅かに前月を上回っております。基調判断としては、山形県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響は残るものの、改善の動きが続いているとしています。次に資料4-1が、平成25年度から令和3年度までの山形県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移についての資料でございます。次の資料4-2は山形県の賃金水準ということで、山形県の賃金と東京都及び全国との比較をした表でございます。令和3年発効の地域別最低賃金を見ますと、山形県最低賃金は822円と29円アップしたのに対しまして、東京は1,041円と28円のアップでしたので東京を100とした場合、山形県は79.0となり前年より0.7ポイント格差が縮まりました。同様に全国の加重平均額は930円ですから、全国を100とした場合に山形県は88.4となりまして、全国との較差は前年より0.5ポイント縮まったということでもあります。以下、同じように数値の比較については後ほどご覧いただければと思います。次に資料4-3でございます。東北六県の平成28年度から令和3年度までの地域別最低賃金の改正状況を示した表でございます。平成30年度までは青森、岩手、秋田のいわゆる北三県と山形県とを比較すると山形県が一番高くなっておりまして、令和元年度は横並びとなりまして令和2年度は秋田のみが1円低く、令和3年度は岩手のみが1円低いという状況でございます。資料4-4をご覧ください。山形県の賃金水準を他の東北五県と比較したものでございます。この資料は最低賃金に関する基礎調査結果を基にしております1時間あたりの所定内賃金のデータから特性値を取り出してグラフにしたものです。精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除いております。資料の裏面をご覧ください。ご覧いただきたいのですけれど、特性値についてご説明いたします。第1・20分位数とは、労働者の賃金を低い方から高い方へと一列に並べたときに、一番低い方から数えて全体の20分の1番目に該当する賃金になります。同じように、第1・10分位数というのは、全体の10分の1番目に該当する賃金、中位数というのは、全体の2分の1番目に該当する賃金、真ん中のところというふうになります。資料の表面に戻っていただきまして、各特性値を比

較してみますと、山形県は第1・10分位数は北三県と同額ではありますが他は北三県よりいずれも高くなっております。次に資料4-5をご覧ください。平成23年度から令和3年度までの中央最低賃金審議会目安額と山形県の最低賃金の推移を記載してございます。令和3年度のところ目安が28円に対して山形県が29円アップですので目安比較としてはプラス1となっております。さらにページをめくっていただきまして資料4-6毎月勤労統計調査地方調査結果速報でございます。山形県の賃金・労働時間・雇用の動きについて、本年3月分の状況です。きまって支給する給与は5人以上で前年比3.6%増加、30人以上でも同じく3.6%増加となっております。次に資料4-7ですが、ハローワーク山形で集計した、パート労働者の求人・求職賃金に関するの情報です。左上のオレンジ色のところですが、各職業の合計で、求人賃金の上限の平均が1,059円、下限の平均が961円です。求職者が希望する求職賃金の平均は921円になっています。次に資料4-8ですけれども、毎年4月時点での平成28年から令和3年までの山形市における世帯人員別標準生計費の推移で、世帯人員1人から5人までについて表にしたものです。令和3年はどの世帯人数でも前年より上がっています。次のページの資料4-9については、これも、同じ期間での山形市における世帯人員1人の標準生計費の推移となっております。次のページ資料5につきましては、中小企業に対する支援事業の取組についての資料となっております。一つ目が、業務改善助成金でございます。平成25年度から令和3年度までの申請件数を載せております。政府は、最低賃金の引上げに関し、中小企業の賃金・生産性向上に向けた支援を行う、としておりまして、その一つが業務改善助成金や働き方改革推進支援センターでの相談対応等となっておりますが、その件数を載せております。このうち、業務改善助成金については、毎年支給要件の変更などもありまして、令和3年8月にはコースの新設や上限加算の対象人数の拡大、10月には助成する対象の要件緩和ですとか手続の簡略化、令和4年1月には予算拡充と特例コースの創設が行われました。また、広く周知・広報に努めました結果、令和3年度の申請件数は69件となりまして、前年度より大幅に増えているというような状況でございます。最低賃金に関する相談については、平成30年度から働き方改革推進支援センターで他の働き方改革関係の相談に合わせて受けているところですが、相談内容の内訳については非公表となっております。次に資料6-1及び資料6-2については、先ほど冒頭でご報告しましたとおり、労働者団体からの要請書でございます。資料6-3については、山形県弁護士会からの声明文でございます。次に資料7については、5月31日に厚生労働省が発表しました7月以降の雇用調整助成金の特例措置についてであります。6月までとしていました雇用調整助成金・休業支援金の支給を9月末まで延長するという内容でございます。最後になりますが、資料8-1については、今月7日に政府の基本方針として閣議決定された、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画です。人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払い能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要であると示されました。資料8-2については、同じく今月7日に閣議決定されたいわゆる骨太方針におきましても、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む、公労使三者構成の最低賃金審議会が生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論すると同様の趣旨が示されたところでございます。以上長くなりましたが資料の説明とさせていただきます。

会 長

ただ今の資料関係についての説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。よ

ろしいでしょうか。今後詳しくお読みいただいた上で質問が出た場合にはそのとき質問していただければと思います。それでは先へ進みます。

本日諮問を受けておりますので、現段階におきまして労使各側からご意見がありましたら承りたいと思いますが、まず労側いかがでしょうか。

#### 小川委員

労側を代表いたしまして私の方から最低賃金行政に関する意見を述べさせていただきます。我が国経済は縷々説明があったとおりですけども、少子高齢化とか人口減少といった構造的な課題に直面しております。20年にわたるデフレ経済なども相まって、不安定雇用、格差が拡大してきました。加えてコロナ禍によって非正規で働く者へのセーフティーネットの脆弱さが露呈しました。最近の物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く方々の暮らしに大きな影響を及ぼしております。処遇改善は正に焦眉の課題であると考えます。昨年度の改定では全国加重平均が930円になりました。山形県は822円となっておりますが、この水準は年間2,000時間働いたとしても164万円程度でありましてセーフティーネットとしての機能を果たしている金額としては不十分と言わざるを得ないというような状況となっております。

地域間格差も大きな課題でありまして、中央との格差が219円、早期に改善しなければ山形県から中央への労働力の流出にもつながりまして、県内経済の回復や中小零細企業の人手不足、事業継続・発展の厳しさに拍車をかけることは明白であります。特に山形県は一人親・子育て世代の貧困層が拡大しております。その多くが最低賃金近傍での就労を余儀なくされております。さらにそのことは山形県の喫緊の課題でもあります少子高齢化・人口減少を拡大することにもつながりまして、山形県の最低賃金制度の果たす役割は極めて重要性が拡大しているというふうに考えます。今求められているのは雇用の安定とともに経済社会の活性化の源となる人への投資です。最低賃金を早期に誰でも1,000円に引き上げまして、最低賃金近傍で働く方々の生活の安心・安全を担保すると同時に、監督行政の強化のもと、その実効性を高めていくことが重要視されると思います。

連合山形は、このような状況を踏まえまして、すべての働く者の底上げ底支え、格差是正、そして山形県の最低賃金の大幅引上げや法の遵守について広く県民に訴えまして、理解を求めて署名運動を行ってまいりました。コロナ禍で署名活動が制限されておりましたけれども多くの賛同を頂いております。現在のところ先ほどご案内のとおり33,884筆の多くの署名を頂いております。多くの県民の声として重く受け止めまして、山形県の最低賃金はどうかこの審議会で議論を尽くして導き出したいと考えております。

#### 会長

ありがとうございました。使用者側いかがでしょうか。

#### 丹委員

詳しくは専門部会の議論で申し上げるつもりですけれども、我々の実感としては会長の挨拶にございましたように、一方で物価高、一方でコスト高、狭間の中で大変企業は苦勞している。賃金と生産ですね、その辺をどう折り合いを付けるかについて一生懸命考え、共に議論していきたいと思っております。

残念ながら賃上げの流れ、ここ30年いろんな物の値段が上がっているにもかかわらず賃金が上がっていないという現実が数字上確かにございます。今置かれた状況を含めて賃金上昇の流れを、サプライチェーン内の適切な分配の流れが中小企業に来ていないというところ

が問題だと思えます。お互いに納得に近づけるような議論をしてみたいと思えます。

#### 会 長

ありがとうございました。他にご意見のある委員がおられましたらお聞きしたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて議事の（３）審議日程についての協議に移ります。今後の審議日程について事務局案を説明してください。

#### 賃金室長

それでは資料2-1をご覧ください。審議日程についてご説明いたします。令和元年度から令和3年度の審議会の開催状況について記載してあります。昨年度については、本審議会を6回、地域別最低賃金専門部会を7回、特定最低賃金専門部会を合同部会を含めて四つの産業で13回と、合計26回のご審議を頂きました。本年、中央最低賃金審議会では、本日の午後に諮問がなされることとなっております。続けて、目安小委員会での第1回審議が行われ、7月下旬までの間で計4回開催予定となっております。結審すれば、その数日後に中央最低賃金審議会の本審議会が開催されて目安額が答申されるという流れで進むものと思えます。山形地方最低賃金審議会は、本日第1回の本審議会を開催しまして地域別最低賃金の諮問をさせていただいたところです。本日以降、参考人からの意見聴取、中央最低賃金審議会から示される目安答申の伝達、地域別最低賃金の答申、特定最低賃金の必要性の諮問及び答申、地域別最低賃金の答申について異議の申出が行われた場合については異議審、さらに、特定最低賃金の必要性に係る答申の内容によりますが、特定最低賃金の調査審議の諮問に係る本審議会の開催が必要となります。今年度の日程につきましては、1月7日に開催しました全員協議会において、発効日について、近隣県の状況も見ながら審議できる日程での調整が望ましい、との意見が出されていたところがございます。そこで、地域別最低賃金専門部会の審議日程も含めまして事務局案として次のとおりお諮りしたいと思います。本日6月28日の第1回本審議会での諮問に続きまして、7月29日に第2回本審議会目安額の伝達、8月10日に第3回本審議会答申を頂きまして、8月26日に第4回本審議会異議申出の審議を行うということで、ここで答申のとおりとなった場合は10月6日の発効となるものです。地域別最低賃金専門部会については、中央最低賃金審議会から目安が示される前ではありますけれども7月25日に第1回として開催し部会長の選出などをしていただき、8月10日第3回本審議会での答申までの間に5回、ですから合わせて6回の金額審議をしていただくということで日程を組ませていただきました。事務局案を再度申し上げたいと思えます。本日6月28日の第1回本審議会地域別最低賃金の改正諮問が行われました。地域別最低賃金につきましては7月25日に第1回の専門部会で部会長・部会長代理の選出と第2回目以降の部会の日程の確定をしていただきます。7月29日の第2回本審議会では労使の参考人の意見聴取、目安伝達を行います。その後、専門部会を7月29日、8月1日、3日、8日、9日と金額審議をお願いしまして、8月10日午前に第3回本審議会答申を頂きます。その後、異議の申出がありましたら、8月26日に第4回本審議会のご審議を頂きます。異議が認められなければ直ちに官報公示の手続きを行って、10月6日に発効するという日程で進めさせていただきたいと考えております。また、特定最低賃金につきましても、8月10日の第3回本審議会改正の必要性の諮問と審議、8月26日の第4回本審議会での改正の必要性の答申、必要性有りの場合には改正の諮問が行われます。9月下旬から専門部会のご審議をお願いしまして、10月21日頃までに専門部会での結論を頂き、10月26日までの間に答申を頂くことで例年どおり12月25日発効という日程で

ご提案させていただきたいと考えております。

会 長

ただ今の事務局案につきまして、質問等がございましたらお願いします。8月26日までの日程につきましては、皆様のご都合を事前にお伺いした上で調整をして決定したものでございます。この日程でご了承いただけますでしょうか。それではこの日程を進めることといたします。

続いて議事の(4)の山形県最低賃金専門部会の設置について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

それでは、山形県最低賃金専門部会の設置と専門部会委員の推薦について申し上げます。本日、局長から山形県最低賃金の改正決定について諮問がなされましたので、最低賃金法第25条第2項及び山形地方最低賃金審議会運営規程第4条に基づきまして専門部会の設置が必要となります。つきましては、本日から2週間7月12日まで専門部会委員の推薦を募る公示を行いまして労使各側から3名ずつ任命することとなります。公益委員につきましては本審議会の公益委員の中から3名を任命することとなります。

会 長

専門部会に関するただ今の説明について何か質問はございますか。よろしいでしょうか。では続いて議事(5)意見聴取について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

先ほどご承いただきました7月29日午前10時から開催します第2回本審議会におきまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、労使を代表して、それぞれ3名以内の方からご意見をお聞きしたいと考えております。なお、意見聴取に関する公示を本日から2週間7月12日まで行う予定としております。

会 長

ではそのような進行ということで労使各側ともよろしいですね。それでは今後の審議日程を改めて確認したいと思いますので、再度説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは再度日程を確認していきたいと思っております。第1回専門部会を7月25日午後1時30分から開催します。そこでは部会長、部会長代理の選出などをしていただきまして、また、その日だとまだ中央最低賃金審議会の目安答申はないと思われまますので、それまでに収集しました情報等についてお伝えしたいと考えております。第2回の本審議会を7月29日午前10時から開催し労使各側参考人の方から意見聴取を行うこととします。その後引き続き本審議会委員に目安答申の伝達を行います。第2回以降の専門部会については7月29日から8月9日まで5回開催する予定としています。8月10日は午前10時から第3回の本審議会を開催して答申を頂きまして、その後、特定最低賃金の必要性の諮問を行います。8月26日に第4回本審議会を開催し異議の申出があれば異議の取扱いについて審議を行いまして、異議が認められなかった場合は官報公示の手続に入ります。また特定最低賃金の必要性に係る答申を頂きまして、必要性が認められた場合は特定最低賃金の改正諮問を行うと

いうことで進めさせていただきたいと思います。

会 長

それでは、ただ今確認をいたしました審議日程で進めるということにさせていただきたいと思います。

続いて、その他であります。各側からこの場で何かご発言はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次回の本審議会であります。関係労使の参考人意見聴取、目安答申の伝達ということになります。参考人意見聴取につきましては例年会社の中での具体的な話も出ることが通例でありますので、ワンクールについては審議会を非公開にしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次回第2回の本審議会につきましては参考人意見聴取の部分は非公開といたします。

最後に、本年度の審議会につきましても後半かなりタイトな日程でのご審議をお願いすることとなりますが、県民の期待、注目も更に大きいものと思われまますので、全会一致での答申に向けて、労使各側委員のご協力を重ねてお願いをしたいと思っております。これで第1回審議会を終了します。お疲れさまでした。